

審査請求に対する裁決について

審査請求人が 2024 年（令和 6 年）11 月 25 日付けで提起した行政文書公開拒否決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

2025 年（令和 7 年）10 月 23 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

1 裁決書

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、2024 年（令和 6 年）11 月 25 日付けでされた審査請求について、藤沢市情報公開審査会から答申を受けたことから、行政不服審査法第 44 条の規定に基づき、裁決する必要による。

参 考

行政不服審査法 抜粋

（裁決の時期）

第 44 条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

裁 決

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

処 分 庁

藤沢市教育委員会（教育総務課）

審査請求人が２０２４年（令和６年）１１月２５日付けで提起した行政文書公開拒否決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第１ 事案の概要

本審査請求は、処分庁が審査請求人に対して２０２４年（令和６年）９月２日付けで行った行政文書公開拒否決定処分について、審査請求人がその取消しを求めたものである。

第２ 処分及び審査の経過

１ 審査請求人は、２０２４年（令和６年）８月１６日付けで、処分庁に対し、藤沢市情報公開条例（平成１３年藤沢市条例第３号。以下「条例」という。）第１０条の規定により、「２０２４年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（８月２日）の録音」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２ 処分庁は、審査請求人に対し同年９月２日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり、公開することができない理由を付して審査請求人に通知した。

＜公開することができない理由＞

当該会議については全文筆記による会議録を公開することにより、透明性の担保を図っているところですが、当方による録音データの取得及び保有はしておらず、不存在であるため。

なお、会議中にＩＣレコーダーによる録音を行っているのは、会議録作成を請け負っている速記事務所によるものであり、当該速記事務所からの納品物は会議録に係る Word データのみであることを申し添えます。

- 3 審査請求人は、同年１１月２５日付けで、審査庁に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- 4 審査庁は、２０２５年（令和７年）３月１３日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第１８条第１項の規定により、本件審査請求について諮問した。
- 5 審査庁は、同年８月２６日付けで、審査会から答申を受けた。

第３ 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件録音データは教育委員会会議を録音したものであり、録音目的は、同会議の議事録（会議録）を正確に作成するためであると考えられる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律１４条９項は「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と定め、藤沢市教育委員会会議規則（以下「会議規則」という）１４条２項は、議事録の作成につき、「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名するものにこれを作成させる。」と定めている。会議録作成を速記事務所に請け負わせることが上記会議規則に反しないというためには、速記事務所の作成するものは下書き・案のたぐいであって、会議録の「作成者」は、あくまで教育長から指名を受けた教育委員会事務局職員である、ということが必要である。会議録の作成者たる事務局職員が、本件録音データを取得も保有もしていない、ということは不合理である。
- (2) 会議規則第６条及び第１７条により、会議録の確定には委員による承認の手続きが予定されており、委員が異議を述べたときは、会議に諮って決定するものとされている。会議録の正確性等につき、委員から異議・疑義が寄せられた場合に、録音データを教育委員会会議に提示し、審議の参考とすることが予定されているはずであり、教育委員会事務局が本件録音データを取得及び保有

していないということは不合理である。

(3) 他自治体の答申例を鑑みると、仮に本件録音データを取得及び保有していないのが事実であるとしても、情報公開請求の対象となる「行政文書」として取り扱われるべきである。

(4) 教育委員会会議は、会議録の作成が地方教育行政の組織及び運営に関する法律により義務付けられ、藤沢市においては会議規則上、教育長の指名した事務局職員が作成するものとされている。会議録の作成をもっぱら速記業者任せにすることは許されず、下案を速記業者に作成させるとしても、事務局職員がその正確性に責任を持たなければならない。そのためには、会議録（案）の納品とともに録音データを提出させることが当然必要であり、したがって、処分庁は速記業者から本件録音データを取得したうえで審査請求人に開示すべきであると考えらる。

第4 処分庁の主張の要旨

処分庁から提出された弁明書によると、処分庁の主張は、次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

本件請求内容である「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」については、取得及び保有はしておらず、不存在であるため。

2 審査請求の理由に対する弁明

(1) 教育委員会会議の会議録の具体的な作成手順としては、教育委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が書記として会議へ出席するとともに、会議録の作成の一部を事業者（以下「本件事業者」という。）に依頼している。会議当日は、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するICレコーダーにより録音をしている。おおむね2週間程度でWord文書による電子データ（以下「文書データ」という。）が電子メールにより納品される。納品された文書データは、必要に応じて、事務局職員における発言者氏名の補記等の調整を行う。その後、当該教育委員会会議の全出席者（傍聴人を除く。）に確認を受け、修正の必要があれば、事務局職員が修正等を行い、次回の教育委員会会議で承認を受けて、教育委員2人の署名を経て会議録として確定している。

(2) 速記士の派遣及び会議録の作成業務に係る本件事業者からの成果物は、会議録を文書データで納品することとして予算措置しており、予算の範囲内で業

務を発注している。

- (3) したがって、2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音は、取得及び保有はしておらず、不存在である。

第5 当庁の判断

当庁は、審査会からの答申に基づき、次のように判断した。

1 対象文書の保有の有無について

- (1) 審査会が処分庁に聞き取り調査を行ったところ、当該会議が開催された際には、処分庁としては会議内容の録音を行っていない。また、会議録の作成に当たっては、その一部を速記事業者に依頼しており、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するICレコーダーにより録音をしている。本件依頼内容は、Word文書による電子データの納品としており、録音データは納品物に含まれておらず、本件事業から処分庁には納品されていないため、対象文書を取得しておらず不存在であるとして本件処分を行ったとのことであった。
- (2) 藤沢市では事業者に業務を依頼する際に、100万円以下の手数料に係るものは見積書により契約を行い請求書に基づき契約金額を支払う事務手続きを行えることとしており、本件依頼においても契約書及び仕様書を取り交わすことなく支払い事務を行っている。このため、録音データの納品に関して特段の取り決めは行われていないものである。
- (3) 処分庁への聞き取りを踏まえ、審査会が本件事業者に録音データの保有状況の確認を行ったが、処分庁が本件事業者に確認した時点で本件録音データは消去済みであるとのことであった。なお、本件事業において録音データの取扱いに関する規程は策定されてはいないものの、慣例的に、依頼者へ会議録納品後に一定期間保管したのち、録音データは消去しているとのことであった。
- (4) 以上のことから、処分庁が対象文書である録音データを取得しておらず、保有していないと主張していることに不自然な点は認められない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 付言

- 1 藤沢市教育委員会会議規則第14条第2項において「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名する者にこれを作成させる。」と規定されていることから、処分庁はその内容の真正性の担保に責任を持ち、疑義が生じた場合等において内容を確認できるよう、録音データを処分庁が保有するべきであると考えられる。
- 2 本件録音データについては、速記事業者への依頼内容にその納品が定められていなかったとしても、録音された内容は行政情報と言えるものであり、また速記事業者が無断で会議を録音できるものだとは考え難く、事実上、処分庁が、会議録の原稿作成に当たって速記事業者に録音させたものと考えられる。よって、速記事業者のみが録音を行っていたものだとしても、処分庁は、その録音データを取得すべきであった。
- 3 以上のことから、処分庁においては、教育委員会会議の会議録作成業務を速記事業者に依頼する際には、録音データの取得について取り決める等、今後の適正な事務執行に努めることが望まれる。

2025年（令和7年）10月23日

審査庁 藤 沢 市 教 育 委 員 会

第4号様式（第4条関係）

行政文書公開拒否決定通知書

2024年（令和6年）9月2日

様

藤沢市教育委員会 印

2024年8月16日付けで請求のありました行政文書の公開については、次のとおり当該請求の全部を拒否することと決定しましたので通知します。

請求に係る行政文書の内容	2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音
拒否する理由	当該会議については全文筆記による会議録を公開することにより、透明性の担保を図っているところですが、当方による録音データの取得及び保有はしておらず、不存在であるため。 なお、会議中にICレコーダーによる録音を行っているのは、会議録作成を請け負っている速記事務所によるものであり、当該速記事務所からの納品物は会議録に係るWordデータのみであることを申し添えます。
時限公開のお知らせ	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由が なくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
所管課	教育部 教育総務課 総務担当 電話番号0466（25）1111 内線5111
審査請求等についての教示	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に藤沢市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に藤沢市を被告として（藤沢市教育委員会が被告の代表者となります。）横浜地方裁判所に提起することができます。 3 1の審査請求を行った場合には、処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に藤沢市を被告として（藤沢市教育委員会が被告の代表者となります。）横浜地方裁判所に提起することができます。

注意 時限公開のお知らせの欄は、請求に係る行政文書を公開することができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。



審査請求書

令和6年(2024年)11月25日

藤沢市教育委員会 教育長 岩本将宏 様

審査請求人

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の住所、氏名、連絡先



2 審査請求にかかる処分の内容

藤沢市教育委員会教育長が、令和6年9月2日付けで行った審査請求人に対する行政文書公開拒否決定処分

3 審査請求にかかる処分があったことを知った年月日



4 審査請求の趣旨

「第2項記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

5 審査請求の理由

別紙「審査請求理由書」記載のとおり。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤沢市教育委員会に対して審査請求することができる。」との教示があった。

(別紙)

審査請求理由書

1 事案の内容

審査請求人は、令和6年(2024年)8月16日に下記の行政文書の公開請求をしました。

記

「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日(8月2日)の録音」(以下「本件録音データ」といいます。)

これに対して処分庁は、

「当方による録音データの取得及び保有はしておらず、不存在であるため。なお、会議中にICレコーダーによる録音を行っているのは、会議録作成を請け負っている速記事務所によるものであり、当該速記事務所からの納品物は会議録に係るWordデータのみであることを申し添えます。」

として、不存在を理由とする開示拒否処分をしました。

2 「録音データの取得及び保有はしていない」との説明が不合理であること

- (1) 本件録音データは教育委員会会議を録音したものであり、録音目的は、同会議の議事録(会議録)を正確に作成するためであると考えられます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律14条9項は「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と定め、藤沢市教育委員会会議規則(以下「会議規則」といいます。)14条2項は、議事録の作成につき、「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名する者にこれを作成させる。」と定めています。

“会議録作成を速記事務所に請け負わせる”ことが上記会議規則に反しないというためには、速記事務所の作成するものは下書き・案のたぐいであって、会議録の「作成者」は、あくまで教育長から指名を受けた教育委員会事務局職員である、ということが必要です。

会議録の「作成者」たる事務局職員が、本件音声データを取得も保有もしていない、ということは不合理です。

- (2) また、会議規則には以下の規定もあります。

第6条 会議はおおむね次の順序で行う。

(1) (2) 省略

(3) 前回会議録の承認

(4)以下省略

第17条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議にはかって決定する。

会議録の確定には委員による「承認」の手続が予定されており、委員が異議をのべたときは、会議に諮って決定するものとされています。

会議録の正確性等につき、委員から異議・疑義が発せられた場合に、録音データを教育委員会会議に提示し、審議の参考とすることが予定されているはずですので、教育委員会事務局が本件音声データを取得及び保有していない、ということは不合理です。

3 録音データは「行政文書」として取り扱われるべきこと

仮に、本件録音データを取得及び保有していないのが事実であるとしても、情報公開請求の対象となる「行政文書」として取り扱われるべきです。

他市の答申例ではありますが、横浜市情報公開・個人情報保護審査会は、市が主催する会議につき、議事録の作成等業務を民間事業者に委託する場合において、受託業者から録音データを取得したうえで申立人（開示請求者）に開示しなければならない、と判断しています。

すなわち、

ア) 答申第550号（平成20年6月26日）は、

横浜市が主催する「水再生センター等安全対策検討委員会」につき、資料作成や議事録案の作成を民間事業者に委託していたという事情の下で、当該委員会の録音データの開示請求がなされたのに対し、実施機関側は、当該事業者から納品されたのは議事録案のみであり、録音データは取得・保有していないと主張した、という事案です。

審査会は、

「実施機関は本件委員会の審議内容については、死傷事故の当事者として、また本件委員会の主催者として切実な関心を持つのが当然であり、議事録をまとめる過程にも主体的・積極的に参与し、審議内容をきちんと把握しようと努めることが、市民に対する説明責任を果たすために求められるものと考えられる。

一般的に考えても、実施機関が自ら開催する会議についての議事録の案の作成を民間の業者等に委託するとすれば、受託した業者がまとめた議事録の案が適切かどうかを確認できるように録音データ等についても提出させることが適切であると考えられる。

さらに、本件委託契約において議事録の作成等に係る業務は『委員会運営補助業務』とされていたことなども考え合わせると、録音データ等は、議事録素案とともにそれと一体の付属物として実施機関に提出することが、むしろ契約上当然に予定されていたと解され

るのであり、受託業者は、実施機関に録音データ等を提出する契約上の義務を負っていたと解すべきである。」としています(甲1、7頁)。

そして、審査会は、

「録音データ等については、実質的に見て、実施機関の職員が作成し、又は取得して、当該実施機関が保有する行政文書とみなしうる特段の事情が認められる」(甲1、8頁)

ことを理由として、

「実施機関は録音データ等未取得していないと主張しているが、もし受託業者が録音データ等を所持しているのであれば、本件においては、実施機関は、受託業者からそれ未取得した上で、申立人に開示しなければならないと当審査会は考える。」(甲1、8頁)

としました。(ただし、当該案件では受託事業者が既に録音データを廃棄し、存在していないため、答申の結論は不開示決定妥当とされています。)

イ) 横浜市は、答申第550号を受け、平成21年3月5日「本市審議会等の会議録等の取扱い及び情報の公表について」との通知を発出しました。

同通知は、

「会議録作成のための基礎的資料(録音データ等)については、行政文書として取り扱います。※会議録の作成を民間事業者等へ委託する場合、基礎的資料は実施機関である横浜市が取得することとします。」としています。(甲2)

ウ) 答申第969号(平成23年11月18日)は、

本件と同じく教育委員会会議の録音データの開示請求において、実施機関は、会議録作成を委託した民間事業者から、録音データの納品を受けておらず、不存在であるとして不開示決定をした事案です。

審査会は、

「一般的に考えて、実施機関が自ら主催する会議について会議録の案の作成を民間事業者等に委託するとすれば、受託者がまとめた会議録の案が適切かどうかを確認できるように録音記録についても提出させることが適切であると考えられる。」

等として、当該録音データにつき、

「当該実施機関が保有する行政文書であるとみなしうる特段の事情があり、行政文書に該当すると判断する。」(甲3、5頁)

としています。(すでに廃棄されていたことから、不開示決定は妥当との答申。)

エ) 横浜市は、平成25年9月に「附属機関・懇談会に関する手引」(甲4)を策定し、

平成21年3月5日付け通知の前掲イ)の記載に加え、

「基礎的資料は、会議の記録作成や対外的な説明責任を果たす上で大切な資料となります。」

基礎的資料は、会議ごとではなく対象案件（例：個々の諮問案件）ごとに管理を行うこととします。その際、会議の重要度等を勘案し、内容に応じて、保存期間を設定することとしますが、諮問案件の結論（例：答申）が出された後1年間は、必ず保存することとします。」（甲4、11頁）等と規定しています。

前述のとおり、教育委員会会議は、会議録の作成が地教行法により義務付けられ、藤沢市においては会議規則上、教育長の指名した事務局職員が作成するものとされています。会議録の作成をもっぱら速記業者任せにすることは許されず、下案を速記業者に作成させるとしても、事務局職員がその正確性に責任をもたなければならないのです。

そのためには、会議録（案）の納品とともに録音データを提出させることが当然必要です。

したがって、横浜市情報公開・個人情報保護審査会の前掲答申が指摘しているとおり、実施機関は、速記業者から本件録音データを取得したうえで審査請求人に開示すべきであえると考えます。

4 以上の理由により、審査請求をする次第です。

なお、速記業者は複数のICレコーダーで録音をなさっていると思われますが、審査請求人に開示いただくのは、教育委員席でのメイン録音データだけで結構です。

以上

【添付資料】

甲1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第550号）

甲2 「本市審議会等の会議録等の取扱い及び情報の公表について」（横浜市）

甲3 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第969号）

甲4 附属機関・懇談会に関する手引（横浜市）

2025年（令和7年）8月26日

藤沢市教育委員会 御中



藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可



行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2025年（令和7年）3月13日付けで諮問された、「2024年度教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「2024年度教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」（以下「本件録音データ」という。）の行政文書公開請求に対し、藤沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が2024年（令和6年）9月2日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2024年（令和6年）8月16日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「2024年度教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年9月2日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり、公開することができない理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない理由〉

当該会議については全文筆記による会議録を公開することにより、透明性の担保を図っているところですが、当方による録音データの取得及び保有はしておらず、不存在であるため。

なお、会議中にICレコーダーによる録音を行っているのは、会議録作成

を請け負っている速記事務所によるものであり、当該速記事務所からの納品物は会議録に係る Word データのみであることを申し添えます。

- (3) 審査請求人は、同年 1 月 25 日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、2025 年（令和 7 年）3 月 13 日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第 18 条第 1 項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件録音データは教育委員会会議を録音したものであり、録音目的は、同会議の議事録（会議録）を正確に作成するためであると考えられる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 14 条 9 項は「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と定め、藤沢市教育委員会会議規則（以下「会議規則」という）」14 条 2 項は、議事録の作成につき、「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名するものにこれを作成させる。」と定めている。

会議録作成を速記事務所に請け負わせることが上記会議規則に反しないというためには、速記事務所の作成するものは下書き・案のたぐいであって、会議録の「作成者」は、あくまで教育長から指名を受けた教育委員会事務局職員である、ということが必要である。

会議録の作成者たる事務局職員が、本件録音データを取得も保有もしていない、ということは不合理である。

イ 会議規則第 6 条及び第 17 条により、会議録の確定には委員による承認の手続きが予定されており、委員が異議を述べたときは、会議に諮って決定するものとされている。会議録の正確性等につき、委員から異議・疑義が発せられた場合に、録音データを教育委員会会議に提示し、審議の参考とすることが予定されているはずであり、教育委員会事務局が本件録音データを取得及び保有していないということは不合理である。

ウ 他自治体の答申例を鑑みると、仮に本件録音データを取得及び保有していないのが事実であるとしても、情報公開請求の対象となる「行政文書」として取り扱われるべきである。

エ 教育委員会会議は、会議録の作成が地方教育行政の組織及び運営に関する法律により義務付けられ、藤沢市においては会議規則上、教育長の指名した事務局職員が作成するものとされている。会議録の作成をもっぱら速記業者任せにすることは許されず、下案を速記業者に作成させるとしても、事務局職員がその正確性に責任を持たなければならない。

そのためには、会議録（案）の納品とともに録音データを提出させることが当然必要であり、したがって、実施機関は速記業者から本件録音データを取得したうえで審査請求人に開示すべきであるとする。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

本件請求内容である「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」については、取得及び保有はしておらず、不存在であるため。

(2) 審査請求の理由に対する弁明

ア 教育委員会会議の会議録の具体的な作成手順としては、教育委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が書記として会議へ出席するとともに、会議録の作成の一部を事業者（以下「本件事業者」という。）に依頼している。会議当日は、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するICレコーダーにより録音をしている。おおむね2週間程度でWord文書による電子データ（以下「文書データ」という。）が電子メールにより納品される。納品された文書データは、必要に応じて、事務局職員における発言者氏名の補記等の調整を行う。その後、当該教育委員会会議の全出席者（傍聴人を除く。）に確認を受け、修正の必要があれば、事務局職員が修正等を行い、次回の教育委員会会議で承認を受けて、教育委員2人の署名を経て会議録として確定している。

イ 速記士の派遣及び会議録の作成業務に係る本件事業者からの成果物は、会議録を文書データで納品することとして予算措置しており、予算の範囲内で業務を発注している。

ウ したがって、2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音は、取得及び保有はしておらず、不存在である。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「2024年度の教育委員会会議の内、全教科の教科書採択を審議・決定した日（8月2日）の録音」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実（2）に記載の理由から、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 対象文書の保有の有無について

ア 実施機関に聞き取り調査を行ったところ、当該会議が開催された際には、実施機関としては会議内容の録音を行っていない。また、会議録の作成に当たっては、その一部を速記事業者に依頼しており、本件事業者が派遣した速記士が同席のうえ記録を取り、それを補完するために事業者が所有するICレコーダーにより録音をしている。本件依頼内容は、Word文書による電子データの納品としており、録音データは納品物に含まれておらず、本件事業者から実施機関には納品されていないため、対象文書を取得しておらず不存在であるとして本件処分を行ったとのことであった。

イ 藤沢市では事業者に業務を依頼する際に、100万円以下の手数料に係るものは見積書により契約を行い請求書に基づき契約金額を支払う事務手続きを行えることとしており、本件依頼においても契約書及び仕様書を取り交わすことなく支払い事務を行っている。このため、録音データの納品に関して特段の取り決めは行われていないものである。

ウ 実施機関への聞き取りを踏まえ、審査会においても速記事業者に録音データの保有状況の確認を行ったが、実施機関が速記事業者に確認した時点で本件録音データは消去済みであるとのことであった。

なお、当該速記事業者において録音データの取扱いに関する規程は策定されていないものの、慣例的に、依頼者へ会議録納品後に一定期間保管した

のち、録音データは消去しているとのことであった。

エ 以上のことから、実施機関が対象文書である録音データを取得しておらず、保有していないと主張していることに不自然な点は認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

ア 藤沢市教育委員会会議規則第14条第2項において「会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名する者にこれを作成させる。」と規定されていることから、実施機関はその内容の真正性の担保に責任を持ち、疑義が生じた場合等において内容を確認できるよう、録音データを実施機関が保有すべきであると考えられる。

イ 本件録音データについては、速記事業者への依頼内容にその納品が定められていなかったとしても、録音された内容は行政情報と言えるものであり、また速記事業者が無断で会議を録音できるものだとは考え難く、事実上、実施機関が、会議録の原稿作成に当たって速記事業者に録音させたものと考えられる。よって、速記事業者のみが録音を行っていたものだとしても、実施機関は、その録音データを取得すべきであった。

ウ 以上のことから、藤沢市教育委員会においては、教育委員会会議の会議録作成業務を速記事業者に依頼する際には、録音データの取得について取り決める等、今後の適正な事務執行に努めることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2024. 8. 19	行政文書公開請求受付
9. 2	行政文書公開拒否決定処分
11. 26	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
12. 16	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
2025. 1. 27	審査請求人から審査庁へ反論書の提出
3. 9	審査請求人から審査庁へ口頭意見陳述意向確認書の提出
3. 13	審査庁から審査会へ諮問書の提出
4. 7	審査請求人から審査会へ口頭意見陳述意向確認書及び意見書の提出
5. 26	実施機関に対する聞き取り調査 審議
6. 23	審議
7. 28	審議
8. 26	答申

第20期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2024年2月1日～2026年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中畠 慶子	弁護士
飛弾野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者

